

## 財務諸表用語説明

国立大学法人は、国民及びその他の利害関係者に対して、財政状態及び運営状況を明らかにするため、財務諸表を作成し公表する義務を負っています。

財務諸表は、「貸借対照表」「損益計算書」「利益の処分又は損失の処理に関する書類」「その他文部科学省令で定める書類」及びこれらの「附属明細書」により構成されます。

この用語説明は、財務諸表をご理解いただくことを目的にできるだけ専門用語を排除し、わかりやすく説明させていただくことに重点をおいています。

そのため、詳細につきましては、「国立大学法人法」並びに「国立大学法人会計基準」、「国立大学法人会計基準注解」及び「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」をご覧ください。

### 1. 貸借対照表

貸借対照表は、3月31日の決算日にどのくらいの資産・負債・資本があるのかを一表にて把握することができます。静態的情報として期末時点での残高情報を表します。国立大学法人が、業務運営を行うために利用する資金の調達源泉とその資金が運用されている財政状態を知ることができます。

B/S (Balance Sheet) と呼ばれ、資産と負債+純資産が同じ金額となり、バランスがとれることから、このように言われます。

用語	説明
資産	保有している財と権利を表します。
固定資産	固定資産とは、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類されます。 内容は、附属明細書の「固定資産の取得及び処分並びに減価償却費及び減損損失の明細」に記載しています。
有形固定資産	有形固定資産とは、以下のものをいいます。 ① 土地（非償却資産） ② 建物、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品、船舶、車両及びその他の陸上運搬具（償却資産） ③ 図書（使用期間中における減価償却は行わず、除却時に

	<p>一括して減価償却費を費用として発生させます。)</p> <p>④ 美術品・收藏品（非償却資産）</p>
減価償却累計額	<p>償却資産の減価償却額を積み上げたものです。</p> <p>減価償却とは、償却資産の価格をその耐用年数にわたって減少させることをいい、1年当たりの減価償却額は、（取得原価－残存価格）÷耐用年数により計算されます。</p> <p>償却資産の耐用年数は、法人税法の耐用年数を基準としており、事項により2年～50年の範囲で定めています。</p> <p>国立大学法人では、有形固定資産の残存価格は1円、無形固定資産の残存価格は0円としています。</p>
建設仮勘定	<p>建設のための材料費、手付金、前渡金などです。</p> <p>建設が完了し金額が確定したときに、これを適切な有形固定資産等の勘定科目に振り替えます。</p>
無形固定資産	<p>無形固定資産とは、以下のものをいいます。</p> <p>① 特許権（償却資産・大阪大学では有効期間8年）</p> <p>② ソフトウェア （償却資産・大阪大学では利用可能期間5年）</p> <p>③ 電話加入権（非償却資産） 等</p>
投資その他の資産	<p>投資その他の資産とは、以下のものをいいます。</p> <p>① 投資有価証券</p> <p>② 破産債権、再生債権、更生債権</p> <p>③ 長期貸付金 等</p>
投資有価証券	<p>1年を越えて満期の到来する国債、地方債などです。</p> <p>内容は、附属明細書「有価証券の明細 投資その他の資産として計上された有価証券」に記載しています。</p>
破産更生債権等	<p>破産、会社更生、民事再生等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。</p>
貸倒引当金	<p>債権について、将来貸し倒れる可能性が高くなった場合に、その原因が発生した年度に当該損失を計上するための引当金です。</p> <p>破産更生債権等の引当金を計上します。</p> <p>内容は、附属明細書「貸付金等に対する貸倒引当金の明細」に記載しています。</p>
流動資産	<p>流動資産とは、以下のものをいいます。</p> <p>① 現金、預金</p> <p>② 通常業務で発生した債権で、1年以内に回収されるもの</p>

	<p>③ 1年以内に満期の到来する国債、地方債等</p> <p>④ たな卸資産 等</p>
現金及び預金	<p>現金と預金の保有額です。また、現金には、すぐに換金できる小切手等も含まれます。</p> <p>内容は、附属明細書「現金及び預金の内訳について」に記載しています。</p>
未収学生納付金収入	<p>検定料、入学料、授業料の未収分で、1年以内に回収されるもの。</p>
未収附属病院収入	<p>診療費の未収分で、1年以内に回収されるもの。</p> <p>内容は、附属明細書「未収附属病院収入の内訳について」に記載しています。</p>
徴収不能引当金	<p>債権について、将来貸し倒れる可能性が高くなった場合に、その原因が発生した年度に当該損失を計上するための引当金です。</p> <p>この引当金には、未収学生納付金収入と未収附属病院収入の引当金を計上します。</p>
有価証券	<p>1年以内に満期の到来する国債、地方債等です。</p> <p>内容は、附属明細書「有価証券の明細 流動資産として計上された有価証券」に記載しています。</p>
たな卸資産	<p>期末における消耗品などの貯蔵品で相当額以上のもの。</p> <p>内容は、附属明細書「たな卸資産の明細」に記載しています。</p>
医薬品及び診療材料	<p>期末において貯蔵されている全ての医薬品及び診療材料です。</p>
前渡金	<p>商品や原材料など将来受け取ることができる権利に対して、その対価の支払いを行ったもの。</p>
前払費用	<p>一定の継続した役務提供契約があり、未だ提供を受けていない役務に対して、その対価の支払いを行ったもの。</p> <p>本学では、保険料や賃借料等の前払分を計上しています。</p>
未収収益	<p>提供した役務に対して支払いを受けていない債権です。</p>
負債	<p>将来、一定の資産や役務を提供しなければならない義務です。</p>
固定負債	<p>支払期限が1年を越えるもの。</p>
資産見返負債	<p>運営費交付金・寄附金・無償譲与・補助金等の財源で取得した固定資産の見合いで負債に計上され、固定資産の減価償却に伴って、資産見返負債戻入という収益に振替られ</p>

	<p>るもので、資産・負債を均衡させるために必要なものです。  対象原資等：運営費交付金及び授業料（償却資産）、用途特定寄附金（償却資産）、用途特定寄附財産（償却資産）、国からの譲与（償却資産）、補助金等（償却資産）</p>
長期寄附金債務	1年以内に使用されないと認められる寄附金です。
長期前受受託研究費等	1年以内に使用されないと認められる受託研究費、共同研究費です。
長期前受受託事業費等	1年以内に使用されないと認められる受託事業費、共同事業費です。
国立大学財務・経営センター債務負担金	<p>法人化以前に借入れたもので、1年以内に返済予定のないもの。  内容は、附属明細書「借入金の明細」「保証債務の明細」に記載しています。</p>
長期借入金	<p>法人化後に借入れたもので、1年以内に返済予定のないもの。  内容は、附属明細書「借入金の明細」に記載しています。</p>
長期未払金	長期間の契約に基づき支払う義務を負う場合の未払金で、支払期限が1年を越えるもの。
リース債務	<p>ファイナンスリースに係る長期未払金です。  ※ファイナンスリースとは、リース契約期間中の中途解約ができない、若しくは中途解約に際し相当の違約金を支払わなければならない取引のことです。</p>
PFI債務	<p>大学施設の建築や改修のPFIに係る長期未払金です。  ※PFIとは、Private Finance Initiativeの頭文字で、「民間が資金調達から設計・建設・運営までを一体して行う公共施設整備方法」と定義されています。  内容は、附属明細書「PFIの明細」に記載しています。</p>
退職給付引当金	<p>将来の退職給付に備えて計上される引当金です。ただし、国から財源措置される教職員分は除きます。  内容は、附属明細書「退職給付引当金の明細」に記載しています。</p>
流動負債	支払期限が1年以内のもの。
運営費交付金債務	<p>運営費交付金は、国立大学法人に対して国から任された業務の財源であり、運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行います。貸借対照表では、翌期に業務を行う債務として繰り越す額が計上されます。</p>

	<p>収益化とは、行うべき事業や活動を実施したことにより、負債（義務）を解消することです。負債（義務）は解消されると、収益等へ振替られます。</p> <p>内容は、附属明細書「運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細」に記載しています。</p>
寄附金債務	<p>寄附金は、教育研究等の業務のため寄附されたものであり、寄附金債務として負債に計上し、経費の使用に応じて収益化を行います。</p> <p>貸借対照表では、期末において収益化を行わず、翌期に繰り越す額が計上されます。</p> <p>内容は、附属明細書「寄附金の明細」に記載しています。</p>
授業料債務	<p>授業料の受領により、教育を学生に提供する義務が発生するため、授業料債務として負債に計上し、期間（学期）の経過とともに収益化を行いますので、期末において債務残額は残らず貸借対照表に計上されることはありません。</p>
預り施設費	<p>預り施設費は、国又は国立大学財務・経営センターから施設費を受領した時に発生する義務をあらわす債務です。施設費収益又は固定資産の購入に伴い資本剰余金に振り替えられるもので、貸借対照表では、未実施時に計上される一時的な勘定科目です。</p> <p>内容は、附属明細書「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細 施設費の明細」に記載しています。</p>
預り補助金等	<p>預り補助金等は、国立大学法人の特定の事務事業に対して交付される補助金等の交付時に発生する義務をあらわす債務です。補助金等収益又は固定資産の購入に伴い資産見返補助金等又は資本剰余金に振り替えられるもので、貸借対照表では、未実施時に計上される一時的な勘定科目です。</p> <p>内容は、附属明細書「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細 補助金等の明細」に記載しています。</p>
前受受託研究費等	<p>1年以内に使用すると認められる受託研究費、共同研究費です。</p>
前受受託事業費等	<p>1年以内に使用すると認められる受託事業費、共同事業費です。</p>
預り科学研究費補助金等	<p>科学研究費補助金等は、研究者個人に対して交付されるものですが、管理を大学法人が行うため、貸借対照表では、期末残額だけが計上されます。</p>

	当該年度の受入は、附属明細書「科学研究費補助金の明細」に記載しています。
前受金	サービスの対価を前受けしたことによって、提供しなければならない義務が発生するため負債に計上し、提供時に精算されます。
預り金	一時的に金銭の預かりをしたときに計上します。貸借対照表では、期末残額だけが計上されます。
一年以内返済予定財務・経営センター債務負担金	法人化以前に借入れたもので、1年以内に返済するもの。内容は、附属明細書「借入金の明細」「保証債務の明細」に記載しています。
一年以内返済予定長期借入金	法人化後に借入れたもので、1年以内に返済するもの。内容は、附属明細書「借入金の明細」に記載しています。
未払金	期末時点で確定している債務で、その対価の支払いが終わっていないもの。 内容は、附属明細書「未払金の内訳について」に記載しています。
未払費用	期末時点で一定の継続した提供契約があり、すでに提供を受けたものに対して、その対価の支払いが終わっていないもの。 本学では、借入金の提供に係る支払利息のうち、本年度最終支払時から期末時までの分を計上しています。
未払消費税等	納付すべき消費税等のうち、未納付となっているもの。
賞与引当金	運営費交付金以外の財源で、次期に支払われる予定の賞与のうち、当期の負担（当年度発生分）に属すべき額を計上するための引当金です。ただし、国から財源措置される教職員分は除きます。 内容は、附属明細書「引当金の明細」に記載しています。
損害賠償損失引当金	将来の損害賠償金の支払に備えて計上される引当金です。 内容は、附属明細書「引当金の明細」に記載しています。
承継剰余金債務	法人化時に国から引き継いだ事業や債務です。主なものは受託研究費等（法人化以前に契約した債務（義務））です。
純資産	業務を実施するために与えられた財産的基礎及びその業務に関連して発生した剰余金から構成されるもの。
資本金	出資を財源とする払込資本に相当するもの。 内容は、附属明細書「資本金及び資本剰余金の明細」に

	記載しています。
政府出資金	土地・建物等の国からの出資額です。
資本剰余金	<p>固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容を勘案し、国立大学法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を計上します。</p> <p>対象原資等：施設費、目的積立金、運営費交付金及び授業料（非償却資産）、使途特定寄附金（非償却資産）、使途特定寄附財産（非償却資産）、国からの譲与（非償却資産）、補助金等（非償却資産）</p> <p>内容は、附属明細書「資本金及び資本剰余金の明細」に記載しています。</p>
損益外減価償却累計額	<p>文部科学大臣が指定した償却資産につき減価償却を行ったときは、その累計額を計上し、資本剰余金から控除する形式で表します。</p>
損益外減損損失累計額	<p>固定資産が使用されている業務実績が、著しく低下あるいは低下する見込み及び固定資産の市場価格が著しく低下しているなどの減損としての認識を行った場合、帳簿価格を回収可能サービス価格まで減額しなければなりません。</p> <p>減損が、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、その額は、資本剰余金から控除する形で表します。</p> <p>内容は、「貸借対照表の注記」に記載しています。</p>
利益剰余金	大学の業務運営から得た利益をいいます。
目的積立金	<p>当期総利益のうち、現金の裏づけがあり事業の用に供することが可能な額について、文部科学大臣の繰越承認を受けたものをいいます。これは翌事業年度以降、中期計画に記載された剰余金の使途に使用することができます。大阪大学の剰余金の使途は、「教育研究等の質の向上及び組織運営の改善」と定めています。</p> <p>貸借対照表では、前年度までの未使用額が計上されます。</p> <p>内容は附属明細書「積立金等の明細及び目的積立金の取り崩しの明細」に記載しています。</p>
積立金	<p>当期総利益のうち、現金の裏づけのない額が積立金となります。</p> <p>主なものは、財政投融资資金借入金元金償還額と減価償</p>

	<p>却費との差額及び病院収入や外部資金で取得した資産取得額と減価償却費との差額がこれにあたります。</p> <p>大阪大学の平成18年度までの当期総利益のうち約8割がこの利益となっています。</p> <p>貸借対照表では、前年度までの未使用額が計上されます。内容は附属明細書「積立金等の明細及び目的積立金の取り崩しの明細」に記載しています。</p>
当期未処分利益	<p>当期の総利益を表します。</p> <p>内容は「利益の処分に関する書類」にその利益をどのように取り扱うかを記載しています。</p>

## 2. 損益計算書

<p>損益計算書は、一会計年度に属するすべての費用とすべての収益を記載して、当期純利益及び当期総利益を計算したものです。動態的情報として一会計期間の活動情報を表します。国立大学法人が、教育・研究等に係る国の業務の実施のために費やした費用と結果得られた収益の運営状況を知ることができます。</p> <p>P/L (Profit and Loss) と呼ばれ、もうけと損失を表すことから、このように言われます。</p>
---

用語	説明
経常費用	業務活動から生じた一会計年度の費用を表します。
業務費	教育、研究等の目的別分類により費用を表示します。目的別の消耗品費、備品費等の内訳は、附属明細書「業務費及び一般管理費の明細」に記載しています。
教育経費	学生等に対し行われる教育に要する経費。
研究経費	研究に要する経費。
診療経費	附属病院における診療の実施に要する経費。
教育研究支援経費	附属図書館などの特定の研究科に所属せず、大学全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。
受託研究費	受託研究及び共同研究の実施に要する経費。
受託事業費	受託事業及び共同事業の実施に要する経費。
役員人件費	役員に対して支払われる報酬、賞与、退職給付又はこ



	<p>れに類する経費。</p> <p>内容は、附属明細書「役員及び教職員の給与の明細」に記載しています。</p>
教員人件費	<p>教員に対して支払われる報酬、賞与、退職給付又はこれに類する経費。ただし、受託研究費又は受託事業費等に属する者は除かれます。</p> <p>内容は、附属明細書「役員及び教職員の給与の明細」に記載しています。</p>
職員人件費	<p>役員及び教員を除く一切の者に対して支払われる報酬、賞与、退職給付又はこれに類する経費。ただし、受託研究費又は受託事業費等に属する者は除かれます。</p> <p>内容は、附属明細書「役員及び教職員の給与の明細」に記載しています。</p>
一般管理費	大学の管理運営を行うための経費。
財務費用	借入金利息などの経費。
経常収益	<p>業務活動から生じた一会計年度の収益を表します。</p> <p>なお、現金の受け入れはあるが前年度に収益に計上されているもの、当該年度に収益に計上するが翌年度に現金の受け入れがあるものがあり、そのため収益の内容により、収入額と収益額が異なるものがあります。</p>
運営費交付金収益	<p>国から任された運営費交付金債務により事業を実施した結果、義務が解消され生じた収益です。</p> <p>内容は、附属明細書「運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細」に記載しています。</p>
授業料収益	授業の実施により、学生に対して教育を行うという義務が解消されて生じた収益です。
入学料収益 検定料収益	入学許可時及び入学検定実施時に発生する収益です。
附属病院収益	<p>診療行為を行い、債権として確定した収益です。</p> <p>4月～3月に診療行為を行ったものが計上されるため、この中には翌年度に収入のある保険請求分も含まれます。</p>
受託研究等収益（国） 受託研究等収益（国以外）	<p>受託研究・共同研究の実施により生じた成果に見合う収益です。</p> <p>内容は、附属明細書「受託研究の明細」「共同研究の明細」「受託事業等の明細」に記載しています。</p>

受託事業等収益（国） 受託事業等収益（国以外）	受託事業・共同事業の実施により生じた成果に見合う収益です。 内容は、附属明細書「受託研究の明細」「共同研究の明細」「受託事業等の明細」に記載しています。
寄附金収益	寄附金により実施した教育・研究などの事業のうち、使用した経費に見合う収益です。
施設費収益	実施した施設整備事業のうち、使用した経費に見合う収益です。 内容は、附属明細書「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細」に記載しています。
補助金等収益	補助事業の遂行により生じた成果に見合う収益です。 内容は、附属明細書「運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細」に記載しています。
財務収益	定期預金利息や有価証券の運用益等の収益です。
手数料等収入	計算機利用料や学位論文審査料等々の収入です。
財産貸付料収入	国立大学法人の建物や施設を外部に貸し付けたときに発生する収入です。
著作権及び特許権料収入	国立大学法人の著作権や特許権を外部に使用させたときに発生する収入です。
刊行物等売払代収入	文献複写料の収入です。
研究関連収入	科学研究費補助金などの預り金で処理している補助金の間接経費収入です。
資産見返運営費交付金等戻入 資産見返寄附金戻入 資産見返物品受贈額戻入 資産見返補助金等戻入	運営費交付金・寄附金（現物寄附も含む）・無償譲与・補助金等の財源で取得した固定資産の見合いで負債に計上され、固定資産の減価償却に伴って、資産見返負債戻入という収益に振替されるもので、費用・収益を均衡させるために必要なものです。 対象原資等：運営費交付金及び授業料（償却資産）、用途特定寄附金（償却資産）、用途特定寄附財産（償却資産）、国からの無償譲与（償却資産）、補助金等（償却資産）
経常利益	経常収益から経常費用を差し引いた額が計上されます。
臨時損失	臨時的に生じる損失です。
固定資産除却損	固定資産の耐用年数到来前に除却したため生じた損失です。
臨時利益	臨時的に生じる利益です。

承継剰余金債務戻入	承継剰余金債務を使用して事業などを実施した場合に生じる収益です。
資産見返寄附金戻入 資産見返物品受贈額戻入	寄附金（現物寄附も含む。）、無償譲与等の財源で取得した固定資産の見合いで負債に計上され、固定資産の臨時的な除却に伴って、臨時的な利益として資産見返負債戻入という収益に振替されるもので、費用・収益を均衡させるために必要なものです。
当期純利益	経常利益から臨時損失及び臨時利益を加減算した額を表す。
目的積立金取崩額	目的積立金のうち、経費を使用した場合に、その同額を計上。
当期総利益	当期純利益に目的積立金取崩額を加えた額を表す。 この額は「貸借対照表の当期未処分利益」と同額となります。

### 3. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、一会計年度の資金の流れを活動区分ごとに表示したものです。

用語	説明
業務活動による キャッシュ・フロー	国立大学法人が目的とする業務に関連してどのくらいの資金を獲得し、あるいは使用したかを表示したものです。
投資活動による キャッシュ・フロー	国立大学法人の通常の業務活動の実施の基礎となる固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却を表示したものです。
財務活動による キャッシュ・フロー	増資、減資による資金の収入・支出、債券の発行・償還による収入・支出及び借入・返済による収入・支出など、資金の調達及び返済を表示したものです。
国立大学財務・経営センター債務負担金の返済による支出	法人化以前に借り入れたものの返済です。 この額については、国から運営費交付金による予算措置がされています。
長期借入の返済による支出	法人化以後、借り入れたものの返済です。 この額については、附属病院収入により返済しています。
ファイナンスリース	契約期間のリース物件に係る支払です。

債務の返済による支出	
P F I 債務の返済による支出	大学の施設を P F I で建築や改修を行い、その支払を一定の期間分割で支払いを行っています。 内容は、附属明細書「P F I の明細」に記載しています。
割賦債務の返済による支出	長期分割払により取得した資産に係る支払額です。
長期借入による収入	当該年度に長期借入を行った額が計上されます。
資金に係る換算差額	期末時点に保有している外貨の換金額と取得換金時点との換算差額を計上します。
資金増加（減少）額	当期の資金増減額。
資金期首残高	当該年度の 4 月 1 日時点の資金額。
資金期末残高	当該年度の 3 月 3 1 日時点の資金額。

#### 4. 利益の処分に関する書類

利益の処分に関する書類は、損益計算書により計算した当期未処分利益（当期未処理損失）の処分（処理）の内容を明らかにしたものです。

#### 5. 国立大学法人等業務実施コスト計算書

国立大学法人等業務実施コスト計算書は、業務運営に関して、国民が負担する金額情報を表示したものです。

国立大学法人の運営状況を表す損益計算書の損益と国民が負担する金額とは必ずしも一致しないことから、作成する事とされています。

また、業務実施コスト計算書に記載される機会費用とは、実際にかかっていないが、国立大学法人が故に免除・軽減されているコストを算出して計上するもので、以下のものに限定されています。

- ① 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用  
内容は、附属明細書「無償使用国有財産等の明細」に記載しています。
- ② 政府出資の機会費用  
貸借対照表の資本金及び資本剰余金に一定利率（注記に記載。）を乗じて、市場で運用した場合に国が得られたであろう金額を算出しています。
- ③ 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用

## 6. 注 記

注記とは、重要な会計方針、重要な債務負担行為、決算時までには発生した重要な後発事象、固有の表示科目の内容、その他法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報を記載しています。

用 語	説 明
運営費交付金収益及び 授業料収益の計上基準	<p>収益化は事項により以下の基準により行われます。</p> <p>国立大学法人は、原則期間進行基準を採用しています。</p> <p>(期間進行基準)</p> <p>一会計年度の経過により、全額収益化を行う。</p> <p>(成果進行基準)</p> <p>成果の達成度に応じて、達成に要した額の収益化を行う。</p> <p>平成19年度から(成果進行基準)は(業務達成基準)に名称が変更されます。</p> <p>(費用進行基準)</p> <p>業務のために支出した額と同額の収益化を行う。</p>
満期保有目的債券	満期まで保有する目的で取得した国債や地方債などの有価証券。
償却原価法(定額法)	有価証券の額面金額と購入金額との差額を償還期間で均等に割り、各年度の収益に加減する方法。
低価法	帳簿価格と時価のいずれか低い価格をもって、たな卸資産の帳簿価格とする方法。
移動平均法	随時納品された価格の平均をもって、たな卸資産の帳簿価格とする方法。
最終仕入原価法	最終仕入れ価格をもって、たな卸資産の帳簿価格とする方法。
財務諸表の表示単位 附属明細の表示単位	<p>財務諸表は、表示単位を百万円未満切り捨て、附属明細書は千円未満切り捨てで表示しています。</p> <p>円単位で作成した数値をもとに単位未満を切り捨てて作成していますので、公表している財務諸表の合計は内訳の合計と合致いたしません。</p>

## 7. 附属明細書

附属明細書とは、貸借対照表や損益計算書等の内容を補足するために作成するものです。

用語	説明
目的積立金取崩し	<p>当該年度までに積み立てた目的積立金を使用した場合、このように表現されます。ただし、資産を購入した場合は、「その他」として整理します。</p> <p>内容は、「目的積立金の取崩しの明細」に記載しています。</p>
開示すべきセグメント情報	<p>附属病院については財政規模が大きいことや、業務の一環として診療行為を行っている特殊性を考慮して、独立したセグメント区分として業務費用、業務収益、業務損益、病院所属資産を開示することが義務づけられています。</p> <p>内容は、「開示すべきセグメント情報」に記載しています。</p>
関連公益法人等	<p>関連公益法人等とは、国立大学法人が財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができる又は国立大学法人との取引を通じて公的な資金が供給されている下記に該当する公益法人等であり、これら法人については開示が義務づけられています。</p> <p>内容は、「関連公益法人等の概要」に記載しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 理事等のうち、国立大学法人の役員又は教職員経験者の占める割合が3分の1以上である公益法人</li> <li>② 事業収入に占める国立大学法人との取引に係る額が3分の1以上である公益法人</li> <li>③ 基本財産の5分の1以上を国立大学法人が出えんしている財団法人</li> <li>④ 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を国立大学法人が負担している公益法人</li> </ol>

## 8. 決算報告書

決算報告書は、予算の区分で作成し、予算計画と対比して執行状況を表すもので、運営資金の大部分を国からの財源措置で賄われているため、予算の区分による管理を求められ作成するものです。

基本的に現金主義で作成し、予算額と決算額の差異について説明しています。財務諸表に添えて文部科学大臣に提出します。

## 9. 事業報告書

事業報告書は、大学の概略、事業の実施状況からなります。財務諸表に添えて文部科学大臣に提出します。

## 10. 独立監査人の監査報告書

国立大学法人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受けなければならないことになっています。

そのため、監査人の財務諸表、決算報告書及び事業報告書に関する意見の報告書を、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出します。

## 11. 監事監査報告書

国立大学法人に監事を置き、法人の業務を監査する事となっています。

そのため、監事の財務諸表、決算報告書及び事業報告書に関する意見の報告書を、財務諸表に添えて文部科学大臣に提出します。